

宮古島市城辺世代間交流複合施設
指定管理者募集要項

令和4年2月8日

宮古島市 福祉部 児童家庭課

宮古島市城辺世代間交流複合施設指定管理者募集要項

I 指定管理者の募集

宮古島市城辺世代間交流複合施設（以下、「複合施設」という。）の管理運営にあたり、幅広い団体のノウハウを活かし、効率的かつ質の高いサービスの提供を図るため、地方自治法第244条の2第3項及び宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例（以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

II 募集概要

1. 対象施設の概要等

(1) 設置目的

安心して子育てができる環境づくりとして、子どもたちの居場所を確保し、地域づくりの主体となる住民のつながりを深めるため、多世代にわたり交流ができる拠点として設置することで、地域の子どもや高齢者等多世代が気軽にふれあい、交流することにより、地域全体で子育て支援に繋げる等、城辺地域の持続的な発展及び地域力の向上につなげることを目的とする。

(2) 施設概要

名 称	宮古島市城辺世代間交流複合施設
各施設の名称	①宮古島市ぐすくべ児童館 ②城辺子育て支援センター ③城辺交流施設
所 在 地	宮古島市城辺字福里877番地1
開 設 日	令和4年4月1日（事業開始日4月15日）
規 模 ・ 構 造	敷地面積：2539.96 m ² 建築面積：626.35 m ² 床面積：563.47 m ² 構 造：鉄筋コンクリート造 平屋建て
施 設 内 容	①児童館 事務室、遊戯室、図書室、相談室、給湯室、 男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、外倉庫 ②支援センター 子育て事務室、子育て支援室、調乳室、 トイレ・沐浴、倉庫×2、

	<p>③交流施設</p> <p>多目的ホール、交流スペース、会議室、和室、 倉庫×2、男子トイレ、女子トイレ</p>
--	--

(3) 利用料金

指定管理者は、条例第18条の規定により利用料金を収入として収受することができる。

また、利用料金の額は条例第8条第4項の規定により、下表の範囲において定めることができる。

名称	種別	金額	
		室料	冷房料
交流施設	多目的ホール	500円	/
	交流スペース	200円	
	会議室	200円	100円
	和室	100円	100円

※利用料金の額は、1時間あたりの額とする。

※利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

(4) 施設の運営体制

複合施設には、施設長を1名配置し、各施設には下記のとおり職員を配置すること。

①児童館

児童館には、館長（有資格者、複合施設長兼務可）を1名及び、沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第54条に規定する児童の遊びを指導する者を常時2名以上配置するものとする。

②支援センター

支援センターには、宮古島市地域子育て支援拠点事業実施要項第6条の規定に基づき支援員を常時2名以上配置するものとする。

③交流施設

交流施設には、利用者の活動を支援するものを常時1名以上配置するものとする。

2. 指定管理の概要

(1) 指定管理者が行う業務

指定管理者は、施設全体の包括的な管理運営を担います。基本的な業務の内容は以下の業務です。詳細は別紙「業務仕様書」のとおりです。

- ①第3条に規定する事業に関する業務
- ②複合施設の維持管理に関する業務
- ③交流施設の利用許可に関する業務

- ④利用料金の徴収及び減免に関する業務
- ⑤その他市長が必要と認める業務

(2) 指定管理予定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

(3) 管理に要する経費

- ①指定管理者が行う管理運営に要する経費は、市が支払う指定管理料、利用料金および自主事業等の収入を充てるものとする。
- ②指定管理料は、毎年度の予算の範囲内において市が支払うものとし、具体的な支払い金額・方法については、収支予算書で提示された額に基づいて協議し、協定書で定める。
- ③最終的に支払う金額は、毎年度の事業報告書を精査した上で、確定するものとする。
- ④複合施設の管理運営に関わる収入及び支出は、指定管理者となる団体及び当該団体の実施する他の事業に関する収入及び支出と完全に区分し、独立した口座での管理とする。
- ⑤施設ごとに収支を管理するものとする。
- ⑥施設長の人件費、各施設共用の費用（機械警備委託料）等、施設で分割できないものは、児童館運営費に計上すること

(4) 管理の基準

管理運営にあたっては、次の事項を遵守すること。

- ①市民の平等な利用の確保
 - 公の施設として市民の平等な利用の確保を念頭に置き、公平な運営を行うこと。
- ②公の施設の効用の発揮と効率的な管理
 - ア 関係機関・団体等との連携のもと、創意工夫ある企画や効率的な運営等により利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供に努めること。
 - イ 適性かつ効率的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- ③管理を安定して行う人的能力及び物的能力の確保
 - ア 管理運営を行うにあたって、利用者サービスや災害緊急時に対応できる体制を確保すること。
 - イ 管理運営を安定的に行うための経営・財務状況を確保すること。
- ④個人情報の適正な取扱い
 - 管理運営を行うにあたって取得した個人情報は、宮古島市個人情報保護条例（平成17年条例第10号）及び規則（平成17年規則第12号）に基づいて適正に取り扱うこと。
- ⑤関連法令及び条例・規則の遵守
 - 地方自治法、児童福祉法及び条例など関連する法令等を遵守した運営を行うこと。
- ⑥文書の管理・保存
 - 管理運営を行うにあたって作成、又は取得した文書等については、適正な管理保存を

行うこと。

(5) 指定管理者と市との役割分担

指定管理者と市との役割分担は、原則として次のとおりとする。ただし、本表に定めがない場合又は疑義がある場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

種類	内容	市	指定管理者
制度関連	施設管理、運営に影響を及ぼす法令等変更	○	
第三者賠償	本業務を原因とする公害、生活環境の阻害等による場合		○
物価変動	変動物価による経費の増大		○
金利変動	金利変動による経費の増大		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期等	協議	
	自然災害等による指定管理者の責めに帰することができない建物・設備の損害等	○	
周辺地域・住民及び来館者への対応	周辺地域・住民との協調		○
	施設運営に対する住民及び来館者からの反対、訴訟、要望対応		○
資金調達	必要な資金の確保		○
運営費増大	市以外の要因による運営費の増		○
施設・設備の修繕等	本市の責めに帰すべき事由のもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由のもの		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもので小規模なもの(10万円未満)		○
火災等事故	管理上の瑕疵による火災等事故		○
損害賠償	管理上の瑕疵による事故等により利用者に損害を与えた場合		○
	施設、機器の不備による事故等により利用者に損害を与えた場合	協議	
災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急措置等		○
セキュリティー	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	施設、機器の不備や火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク	協議	
廃棄物処理	事業系廃棄物として処理		○

事業終了時の費用	指定期間が終了した場合、または期間途中で業務を廃止した場合における事業者の撤去費用		○
----------	---	--	---

※協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

(6) 指定管理者が業務を行うにあたっての留意事項

指定管理者は、管理運営に係る業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではない。

指定の期間内であっても、設置及び管理条例及び仕様書に基づいて管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

(7) 協定の締結

市と指定管理者は、管理運営を行ううえで必要となる詳細事項について、指定後に協議を行い、これに基づき基本協定を締結する。また、年度ごとに取り決めを行うべき事項については、別途年度協定を締結するものとする。

(8) モニタリングの実施

市は、「宮古島市指定管理者制度導入に関する指針」及び「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」に基づき、モニタリングを行う。

指定管理者は、モニタリング実施のため、業務記録及び事業報告の作成・提出及び利用者等の意見の把握及び苦情等への対応を市へ報告することとする。

※モニタリングとは指定管理者が安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるかを監視するとともに、指定管理者の行う管理運営業務を評価し、必要に応じて改善に向けた指導、助言を行い管理の継続が適当でないと認めるときは、指定の取り消しを行う一連の仕組みをいう。

III 応募の手続き

1. 応募対象者

(1) 応募資格

応募しようとするものは、次の要件を全て満たす法人その他団体とする。

- ①本公募時点において、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設を既に実施しているものであること。
- ②法人等の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定を取り消されてから、当該施設の指定期間に1年を加えた年を経過していない法人に該当しないものであること。
- ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

- ④地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていないものであること。
- ⑤会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始がなされていないものであること。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- ⑦宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ⑧本市の議会の議員が、地方自治法第 92 条の 2 に規定する役員等に含まれていないこと。
- ⑨本市の市長又は副市長が、地方自治法第 92 条の 2 に規定する役員等に含まれていないこと。
- ⑩団体及び団体の役員等が、国税及び県税並びに市町村税を滞納していないこと。
- ⑪労働災害補償保険に加入していること。
- ⑫本市内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有すること。

2. 募集要項の配布

①配布期間

令和 4 年 2 月 8 日(火) 10:00～令和 4 年 2 月 21 日(月) 12:00

②配布場所

宮古島市ホームページからダウンロード、または児童家庭課子育て支援係にて受取

③応募に係る質問

本募集要項及び仕様書等に関する質問がある場合は、質問票【応募様式 1】により電子メールまたは F A X にて提出すること。なお、電子メールまたは F A X 以外による質問は受け付けないものとする。

【受付期限】 令和 4 年 2 月 14 日(月) 15 時必着

【提出先】 児童家庭課 子育て支援係 久貝 宛

Mail : fj.kosodate★city.miyakojima.lg.jp ★には@が入ります。

FAX : 0980-73-1984

【回答】 質問受付後、5 日以内(土日祝日除く。)に質問者へ回答

3. 提出書類

応募申請にあたっては、以下の書類を提出すること。

- ① 宮古島市城辺世代間交流複合施設指定管理者指定申請書兼誓約書【応募様式 2】
- ② 宮古島市城辺世代間交流複合施設の管理運営に係る事業計画書【応募様式 3】
- ③ 宮古島市城辺世代間交流複合施設の管理運営に係る収支予算書【任意様式】

※収支予算書作成の際は、人件費については、現在使用している給与規程等を元に作成

すること。また、事務費については、事業計画に沿って積算し、プレゼンテーションの場で説明できるようにすること。

※収支予算書策定に当たっての考え方を記入してください。

- ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）【公的証明】
※ 法人以外の団体にあたっては、団体の代表者の身分証明書
- ⑤ 定款、寄付行為、規約、給与規程等その他これらに類する書面【任意様式】
- ⑥ 納税証明書（国税、都道府県税、市町村税）【公的証明書】
 - ・国税＝法人税、消費税及び地方消費税
 - ・都道府県税＝法人都道府県税、法人事業税
 - ・市町村税＝法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税、事業所税※ 課税されていない場合は、納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書を提出してください。
- ⑦ 直近の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面（既に財産的取引活動をしている法人等のみ。）【任意様式】
- ⑧ 直近の貸借対照表又はこれらに類する書面（既に財産的取引活動をしている法人等のみ。）【任意様式】
- ⑨ 直近の財産目録又はこれらに類する書面（既に財産的取引活動をしている法人等のみ。）【任意様式】
- ⑩ 令和3年度の収支予算書及び事業計画書【任意様式】
- ⑪ 令和2年度事業報告書（作成している場合）【任意様式】
- ⑫ 法人等の役員名簿【任意様式】
- ⑬ 組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面【任意様式】
- ⑭ 主要業務実績一覧【応募様式4】

注1) 提出書類は全て A4 判に統一することとし、A3 判を使用する場合は横折込みとする。

注2) 上記の順に並べて提出すること。

注3) 提出した書類の差し替えは原則認めない。

4. 提出期限・場所

指定管理者に応募する者は、次により持参又は郵送(簡易書留で送付すること。)により提出すること。

【提出部数】 正1部、副本6部（副本については写し可）

【提出期限】 令和4年2月21日（月）12時必着

※郵送の場合は、提出期限内に到着。

持参の場合は、市役所開庁日の9時から17時（最終日（R4.2.21）のみ12時）までの受付とする。

【提出先】 児童家庭課 子育て支援係 久貝 宛

【その他】 提出された書類については、提案者の承諾なしに他に利用することはしない。

5. 応募辞退

宮古島市城辺世代間交流複合施設指定管理者指定申請書兼誓約書を提出した者が、応募辞退する場合は、事業計画提案辞退届【応募様式5】を児童家庭課子育て支援係まで持参又は郵送にて提出すること。

IV 指定管理候補者の選定

指定管理候補者の選定にあたっては、宮古島市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の中で、応募者による事業計画書の内容等についてプレゼンテーションを行った後、その内容を審査する。

委員評価の合計点が最も高く、かつ総合配点の50%以上であるものを指定候補者とし、次点の者を次点候補者とする。但し、最も高い評価点を獲得した応募者が2者以上いる場合は、経費見積書の見積価格がより低い者を指定候補者とする。

応募多数の場合は、一次審査(書類審査等)及び二次審査(プレゼンテーション)を実施し、対象事業者を選定する場合がある。その場合の詳細は別途通知する。

選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

1. 選定基準

以下の視点に基づいて総合的な評価を行うものとする。

選定基準	審査項目	審査の視点
1 市民の平等な利用の確保	(1) 市民の平等な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> 一部の利用者に対する不当な利用制限はないか。 一部の利用者を不当に優遇していないか。
2 公の施設の効用の発揮と効率的な管理	(1) 利用者に対するサービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 利用者にとって利便性が高まっているか。 利用者からの要望に対し柔軟に対応できる体制となっているか。 平等利用等の確保は図られているか
	(2) 施設の効果的な活用	<ul style="list-style-type: none"> 施設の質を維持又は向上させるものであるか。 施設の利用を促進させる方策がとられているか。 利用料等の考え方は妥当か。
	(3) 管理経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> 管理経費の縮減が図られているか。 管理経費の縮減に対し事業者の創意工夫

		がみられるか。 ・管理経費の縮減が利用サービスの低下を招いてはいないか。
3 管理を安定して行う人的能力及び物的能力	(1) 管理運営体制	・住民サービスを向上させるための十分な体制となっているか。 ・施設の運営に必要な資格等は確保されているか。 ・災害等緊急時における対応できる体制は出来ているか。
	(2) 経営の健全性・安定性	・経営状況に問題はないか ・同様な施設の管理実績はあるか ・財務状況に問題はないか
4 個人情報の適正な取扱	(1) 個人情報の適正な取扱	・個人情報保護体制とそのチェックは適切か

2. プレゼンテーション

以下の日程でプレゼンテーションを実施する。

【実施日】 令和4年2月25日（金）午後予定

※具体的な時間は別途通知する。

【場所】 宮古島市役所会議室

【所要時間】 25分（説明15分、質疑10分）

※ プレゼンテーションの順番は応募の受付順とする。

※ 出席者数は1事業者5名以内とし、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

※ プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。その他、プレゼンテーションを実施するにあたり必要となる機器は、各提案者で用意すること。

3. 結果の通知

(1) 選定委員会終了後、各応募者宛に書面により速やかに通知する。

(2) 選定結果の通知後、指定の日までに選定した指定管理候補者の指定ができない又は著しく不適当と認められる事態が発生した場合は、次点候補者を繰り上げ指定する。

V 指定管理者の指定等

1. 指定管理者の指定

選定委員会において指定管理候補者として選定されたものを、宮古島市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。ただし、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消しとする場合がある。

(1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

- (2) 資金事情の悪化により、業務の履行に支障があると認められるとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為があったこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

2. 協定の締結等

(1) 協定の締結

指定管理者として指定されたものは、速やかに市と協定の詳細について協議し、基本協定と年次協定を締結する。

(2) 指定管理料の金額

指定管理料については、収支予算書を確認したうえで、以下に掲げる金額を上限額として、市と協議のうえ、その範囲内で決定する。

なお、支払い方法については、協定の詳細にて協議するものとする。

初年度のみ、開館に伴う備品購入費を計上する。

年度	上限額		
令和4年度	29,267,000円	児童館	17,647,000円
		支援センター	6,807,000円
		交流施設	4,813,000円
令和5年度	27,672,000円	児童館	16,052,000円
		支援センター	6,807,000円
		交流施設	4,813,000円
令和6年度	27,672,000円	児童館	16,052,000円
		支援センター	6,807,000円
		交流施設	4,813,000円
令和7年度	27,672,000円	児童館	16,052,000円
		支援センター	6,807,000円
		交流施設	4,813,000円
令和8年度	27,672,000円	児童館	16,052,000円
		支援センター	6,807,000円
		交流施設	4,813,000円
総額	139,955,000円	児童館	81,855,000円
		支援センター	34,035,000円
		交流施設	24,065,000円

※開館に伴う備品購入費 1,500,000円は児童館運営費に計上

※施設長の人件費は児童館運営費に計上

※各施設共用の費用（機械警備委託料等）については、児童館運営費に計上

3. 指定管理者の責任履行等

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災等に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合には、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市へ報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、業務継続が困難になった場合またはその恐れが生じた場合は、速やかに市へ報告しなければならない。
- (3) 前号に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

4. 管理運営の継続が困難となった場合の措置等

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難又はその恐れが生じた場合には、市は指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することが出来なかった場合には、市は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が当該期間内に改善することができなかった場合には、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により、指定管理者の指定が取り消された場合には、指定管理者は、市に生じた損害を賠償するものとする。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるように誠意をもって事務引継等に協力するものとする。
- (4) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない理由

VI 公募スケジュール（予定）

令和4年2月8日（火） 公募、提出書類（質問票含む）受付開始

2月14日（月）15:00 必着 質問受付期限

2月21日（月）12:00 必着 応募〆切

2月25日（金）午後 プレゼンテーション実施

2月28日（月） 指定管理候補者選定結果通知

3月下旬 指定管理者の指定（議会議決事項）

3月下旬 協定締結

VII その他

1. 応募にあたっての留意事項

- (1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ・応募資格がない者が提案したとき。
 - ・ひとつの事業者がひとつの施設に対して複数提案したとき。
 - ・書類等に虚偽の記載をしたとき。
 - ・所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。
 - ・誤字、脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。

- ・その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき。
- (2) 提出書類を受理した後の応募者による加筆・修正等は、原則認めない。
- (3) 提出書類の作成・提出等、応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 指定管理候補者の選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査に関する異議申し立ては一切応じないものとする。
- (5) 指定管理候補者として選定された場合でも、本募集要項に定める事項に反した場合は、指定管理者に指定しないことができる。

2. 問い合わせ先

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地

宮古島市福祉部児童家庭課 子育て支援係

担当：久貝（くがい）

TEL (0980) 73-1966/FAX (0980) 73-1984

E-mail : fj.kosodate★city.miyakojima.lg.jp ★には@が入ります。